

こども総合療育センター	平成 12 年 4 月 21 日	医師用住宅 3 棟が長期間使用されていない。引き続き早急に処理策の検討を行うこと。	医師用住宅は使用に供される見込みがないため、解体撤去する方針である。
		施設管理特に雨漏りについては、工事の方法、時期について十分検討し、適切に対応すること。	施設管理については、財政上の制約から必要最小限で予算措置がなされてきたところである。施設の老朽化が進み、管繕工事費の嵩みが今後予想されるため、建替えを含め、施設の在り方を検討する。
熊本土木事務所	平成 12 年 6 月 15 日 ～ 16 日	河川占用許可等に伴う占用料等を徴収するとき、許可後速やかに収入調定がなされていない。また、大口占用者等の継続占用に係る収入調定が年度当初に行われていない。	河川占用許可等に伴う収入調定については、占用許可の決裁後、出来るだけ速やかに行い、納入義務者へ通知するように改善した。 また、大口占用者等の継続占用に係る収入調定については、平成 1 2 年度分は前年度末に準備を行った結果、年度当初にほぼ完了したところである。今後は、前年度の対応を徹底し、年度当初に調定を行えるよう努めていきたい。
宇城地域振興局 (旧土木事務所分)	平成 12 年 5 月 22 日 ～ 23 日	職員被服貸与規定に基づき、職員に対して被服類が貸与してあるが、夏作業服が秋に貸与されるなど、時期が遅く不適切である。	平成 1 1 年度については、当初 6 月に貸与できるよう年度課に要求していたが、選定商品がエコ商品でなかったため再度選定し直しするように指示があったため、エコ商品で条件に合うものを選定するなどの作業を行ったため、大幅に貸与時期が遅れてしまう結果となった。 平成 1 2 年度については、夏作業服は 6 月 6 日に貸与している。
菊池地域振興局 (旧県事務所分)	平成 12 年 7 月 3 日 ～ 4 日	生活保護費返還徴収金の現金出納について、速やかに払い込むべき銀行への払込が領収日から 1 ～ 2 週間程度遅れた日付となっているものが 8 件あった。	現金出納については、指摘の点に留意し、現在においては、現金受領後は、できる限り同日（又は速やかに）銀行振込を行うよう努めている。
		個人事業税において、課税失格処理がされている中に、課税対象とすべきものが 8 件あった。	8 件全て課税処理済みである。 なお、失格処理分については、複数の職員により点検確認を行ったうえ、失格押印をすることとし、課税洩れのないよう体制整備を図った。

菊池地域振興局 (保健所分)	平成 12 年 5 月 26 日	医療機関の開業許可等の申請において、5 7 件の職員の不正行為があり、偽造許可書が 9 件あった。また、許可申請の際に受け取っていた収入証紙が 447,000 円分不明となっていた。また、当該担当職員は、平成 1 2 年 1 月に 5 日、2 月に 4 日欠勤していたが、給料の減額がされていなかった。さらに、当該担当職員は、平成 1 2 年 2 月全く出勤していないにもかかわらず、2 月分の通勤手当が支給されていた。	事案の発生を防止するため、次のように改善を図った。 複数の職員による審査体制の強化を図った。 収入証紙については、申請者自らが購入するとともに、申請書の最初の頁に貼り付けることを指導し、申請の際に、収入証紙の確認を行った期日、確認を行った職員の氏名等を申請書の最初の頁に明記するようにした。 許可等経過簿を作成し、処理経過及び処理状況等の把握に努めている。 なお、不明となっていた収入証紙 447,000 円については、本人と本人の親族から返還を受けた。 欠勤に伴う給料の減額と返納については、人事課と協議し、手続きを完了した。 通勤手当についても、平成 1 2 年 3 月分の勤務実績報告書で 2 月分からの通勤手当支給停止を報告し、処理済みである。 なお、支給されていた給料及び通勤手当については、本人から平成 1 2 年 5 月 1 5 日に返納済みである。
		現金を取り扱う職員については、熊本県会計規則第 7 条に基づき会計職員の任命を行い、その職員の領収書を発行することとなっているが、窓口で現金を取り扱っている職員が会計職員に任命されておらず、また、委任出納員名の領収書を発行していた。	平成 1 2 年度は会計職員の任命を行い、その職員が領収書を発行している。
上益城地域振興局 (旧土木事務所分)	平成 12 年 6 月 19 日 ～ 20 日	用地交渉従事手当の支給と、その根拠となる用地交渉日誌の記帳と不突合があった。	用地交渉日誌は、交渉従事後速やかに作成するよう指導し、勤務実績報告書作成時に確認している。
		燃料券の発行について、一部において物品取扱規則に基づく物品需要伝票により処理されていないものがあった。	指導のとおり、需要伝票に基づき処理している。

平成十四年三月十三日
發行所 熊本
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六一二八六一三三



古紙配合率100%